

頁	行	修正前	修正後	
33	9～10	地域内での支えあい意識の醸成など	地域内での支えあい意識の <u>発展を促す</u> など	表現をわかりやすい言葉で
38	図表 34 の上の 行	調整を <u>行</u> います	調整を <u>図</u> ります	語尾を他の箇所と統一
39	1～3	平成 32 年度末までに、 <u>全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた調整を図ります</u>	平成 32 年度末までに、保育所等で訪問支援を利用できる <u>サービスの提供体制の調整を図ります</u>	国視点の全ての市町村においての部分を削除し、整理
37	一番下、 の行、右 欄	5割以上とすることを目指す	5割以上とすることを基本とする	語尾を他の箇所と統一
42	8～10	就労系サービスは増加していますが、 <u>その他ニーズに対応できていないサービスについては、事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。</u>	就労系サービスの <u>事業所</u> は増加しています。 <u>その他のサービスは、ニーズに対応できていない現状があります。</u>	他のサービスの現状の表記と統一。提供体制の整備は P43 の方向性に記載あり。
46	1～2	<u>障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記サービスを見込みに定めたとおり提供する</u> ことを目指します。	平成 29 年 10 月現在、本市には、 <u>障害児通所支援の事業所が放課後等デイサービスは 14 事業所、児童発達支援事業所は 5 事業所</u> あります。	他のサービスの現状の表記と統一

46	4	また、居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月施行の児童福祉法一部改正により新たに創設されたサービスです。	平成30年4月施行となる児童福祉法の一部改正で、居宅訪問型児童発達支援が創設されました。	他のサービスの改正部分と表現（言葉の順序）を統一
46	6	今後、新たなサービスの提供に向けた体制を調整していきます	削除	
47	下から3	充実に向けた取組みを進めます。	サービスの提供体制の確保に努めます。	他のサービスと表現方法を統一
47	下から1 ～2	サービス提供体制を整えます。	サービス提供体制の調整を図ります。	語尾を他の部分と統一
48	6番目意思疎通支援事業の2行目	要約筆記奉仕員	要約筆記者	